

■「tsumiki証券株式会社におけるエポスカード利用に関する特約」新旧対照表（2023年11月28日版）

改定前	改定後
第3条（投資信託の購入） 会員が投資信託を購入する際の利用方法は1回払いのみとなります。ボーナス払い、分割払い、リボ払いの対象外となります。また、投資信託の購入において当社は会員に対し、月間5万円を上限とし通常のショッピングご利用可能枠とは別に管理します。	第3条（投資信託の購入） 会員が投資信託を購入する際の利用方法は1回払いのみとなります。ボーナス払い、分割払い、リボ払いの対象外となります。また、投資信託の購入において当社は会員に対し、月間10万円を上限とし通常のショッピングご利用可能枠とは別に管理します。
第10条（エポスポイントによる投資） （1）お客さまがエポスポイントを利用して支払代金に充当する場合には、累積投資ではなく1回限りの買付注文となります。この場合、取引金額はtsumiki証券株式会社の定める金額の範囲内とします。 （2）エポスポイントを利用した買付注文の場合、お客さまはtsumiki証券の取引システムを通じ、当社に対し、お客さまが保有されているエポスポイントと引き換えに相当額をtsumiki証券株式会社に支払う指図を行うものとし、当社はお客さまの指図に基づいてtsumiki証券株式会社にエポスポイント相当額を支払うものとし、 （3）エポスポイントを利用する投資信託受益権の買付は、少額投資非課税制度（つみたてNISA）を利用することはできません。	第10条（エポスポイントによる投資） （1）お客さまがエポスポイントを利用して支払代金に充当する場合には、累積投資ではなく1回限りの買付注文となります。この場合、取引金額はtsumiki証券株式会社の定める金額の範囲内とします。 （2）エポスポイントを利用した買付注文の場合、お客さまはtsumiki証券の取引システムを通じ、当社に対し、お客さまが保有されているエポスポイントと引き換えに相当額をtsumiki証券株式会社に支払う指図を行うものとし、当社はお客さまの指図に基づいてtsumiki証券株式会社にエポスポイント相当額を支払うものとし、 （3）エポスポイントを利用する投資信託受益権の買付は、少額投資非課税制度のつみたて投資枠を利用することはできません。